

佐賀県告示第 127 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

令和 6 年 5 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

化学名 (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1T-LSD）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため